

「医師法施行規則第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令」の一部改正に伴う臨床研修に係る施行通知等の改正について

1. 制度の概要

医師の臨床研修については、医師法第 16 条の 2 の規定に基づき診療に従事しようとする医師は 2 年以上、医学を履修する課程を置く大学病院又は厚生労働大臣の指定する病院において、臨床研修を受けなければならないこととされている。

厚生労働大臣から臨床研修病院の指定を受けようとする場合等、医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令（平成 14 年 12 月 11 日厚生労働省令第 158 号。以下「臨床研修省令」という。）第 4 条第 1 項及び同条の規定を準用する第 5 条の規定に基づき、研修を開始しようとする年度の前年度 6 月 30 日までに新規指定に係る申請書を厚生労働大臣に対し提出しなければならないこととされている。

2. 改正の概要

（1）臨床研修病院の指定の申請手続に係る申請書提出期限の変更

臨床研修病院による研修医の採用活動は、一般的に研修開始年度の前年度初めから行われる。一方、臨床研修病院の指定にあたっては、厚生労働大臣が意見を聞くこととされている臨床研修部会は、提出される申請書の内容について審査を行うことから、研修開始年度の前年度の 8 月下旬に開催されている。

このため、臨床研修病院は実際に指定を受けることができるかどうか不明な状況で採用活動が行う期間が生じている。

この度、申請書の提出期限を研修開始年度の前々年度の 10 月 31 日とすることで、臨床研修部会を当該年度内に開催することを可能にし、すでに研修開始年度の臨床研修病院が決定している状況でより安定した採用活動が行えるように臨床研修省令の改正が行われることから、関係通知について所要の改正を行うものである。

（2）臨床研修省令の改正内容（第 4 条改正）

（現行）臨床研修を開始しようとする年度の前年度の六月三十日まで

（改正案）臨床研修を開始しようとする年度の前々年度の十月三十一日まで

3. 省令改正スケジュール

改正省令施行時期 平成 28 年 7 月 1 日

4. 改正対象通知

○「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成 15 年 6 月 15 日付け医政局長通知）

○「大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修病院の特例について」（平成 15 年 7 月 28 日医政局長通知）

○「臨床研修を行う大学病院からの情報提供に関する依頼について」（平成 15 年 7 月 28 日医政局長通知）